

令和5年度歳出予算に係る予算の流用について

次のとおり当会議の歳出予算を流用したので、東郷町地域公共交通会議財務規程第5条第2項の規定により報告します。

1 流用の内容について

流用日	令和6年3月28日	
流用額	660円	
理由	中間評価業務委託料支払いに係る振込手数料が不足するため。	
流用元	流用元科目	1 運営費 1 会議費 1 会議費
	流用前予算現額	9,000円
	流用後予算現額	8,340円
流用先	流用先科目	2 事業費 1 事業費 1 事業費
	流用前予算現額	7,370,000円
	流用後予算現額	7,370,660円

2 令和5年度歳出予算について

款	項	目	予算額	流用額	予算現額
1 運営費			9,000	-660	8,340
	1 会議費	1 会議費	9,000	-660	8,340
	2 事務費	2 事務費	0	0	0
2 事業費	1 事業費	1 事業費	7,370,000	660	7,370,660
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0
	合計		7,379,000	0	7,379,000

【参考】東郷町地域公共交通会議財務規程

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算の流用及び予備費の充用をすることができる。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の交通会議に報告しなければならない。